

春日井市公共用物の処分等に関する事務要領

(趣旨)

第1条 春日井市が管理する公共用物の寄附採納、用途廃止及び付替（以下処分等という）については別に定めのある場合を除くほか、この要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに該当する各号に定めるところによる。

- (1) 公共用物 春日井市公共用物管理条例（昭和58年春日井市条例第22号。以下「条例」という。）第2条に規定するもの
- (2) 私有道路 道路法の適用がされていない道路で、国及び市が所有していないもの
- (3) 私有水路 市が所有していない水路

(事前協議)

第3条 公共用物の処分等に関する協議をしようとする者は、別表1の左欄に掲げる申請の各種別に応じそれぞれ同表右欄に定める書類を、市長に提出しなければならない。

(可否の判定)

第4条 市長は、前条の規定による協議があったときは、必要な調査を行い、別表2に掲げる基準に基づき、処分等の可否を判定するとともに、寄附事前協議回答書（第4号様式）、市有財産用途廃止事前協議回答書（第5号様式）、付替事前協議回答書（第6号様式）により、申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた日から1年を経過する日までに第5条の公共用物の処分等に関する申請が無いものについては、当該事前協議回答書は無効とする。ただし、申請者の責めに帰することができない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(申請)

第5条 市長は、公共用物の処分等に関する別表3の左欄に掲げる申請の種別に応じ、それぞれの同表右欄に定める書類の提出があった場合は、これを適正に審査し、必要に応じて条件を付し、寄附採納書(第10号様式)、用途廃止承認書(第11号様式)、付替承認書(第12号様式)を申請者に交付するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

別表 1 事前協議書

<p>寄附採納 (1部)</p>	<p>寄附事前協議書（第1号様式） 添付書類 (1) 位置図（1/2, 500程度） (2) 当該敷地における全部事項証明書 (3) 公図の写し (4) 現況写真 (5) その他、必要書類</p>
<p>用途廃止 (1部)</p>	<p>市有財産の用途廃止に係る事前協議書（第2号様式） 添付書類 (1) 位置図（1/2, 500程度） (2) 当該敷地及び隣接地における全部事項証明書 (3) 公図の写し (4) 廃止敷地の分かる概略図等 (5) 現況写真 (6) 利害関係者の一覧 (7) その他、必要書類</p>
<p>付替 (1部)</p>	<p>付替に係る事前協議書（第3号様式） 添付書類 (1) 位置図（1/2, 500程度） (2) 当該敷地及び隣接地における全部事項証明書 (3) 公図の写し (4) 廃止及び新設敷地の分かる概略図等 (5) 現況写真 (6) 利害関係者の一覧 (7) その他、必要書類</p>

別表2 可否の判定

<p>寄附採納</p>	<p>1 私有道路に関しては春日井市私有道路敷寄附採納要綱（平成21年9月1日施行）に準じるものとする。</p> <p>2 私有水路等の寄附については、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 私有水路の敷地は無償寄附であり、所有権の移転がすみやかにできること。</p> <p>(2) 私有水路の敷地は分筆され、所有権以外の権利が設定されていないこと。</p> <p>(3) 私有水路は、その上下流の状況を勘案し、維持管理上必要な構造が確保されていること。</p> <p>3 水路敷の付替をする際、代替施設の寄附を行う場合は、この要領によるものとする。</p>
<p>用途廃止</p>	<p>1 用途廃止の申請があった公共用物について、次の各号のいずれかに該当し、公共の用に供する必要がないと認める場合は、当該公共用物の全部又は一部を廃止し、売り払いすることができる。</p> <p>(1) 既に公共用物としても機能を喪失し、将来的にも機能回復する必要がないと認められる場合</p> <p>(2) 代替施設の設置により、存置の必要がなくなったと認められる場合</p> <p>(3) 宅地造成が行われたため、区画形質の変更が行われ、その造成区域内に存置する必要がないと認められる場合。</p>

	<p>(4) 公共用物の一部を用途廃止するとき存置する区間の一端は他の公共用物等に接続している場合</p> <p>(5) 原則として一括して売り払うことができる場合</p> <p>(6) 一宅地として利用困難な土地である場合</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、公共用物として存置する必要がないと市長が認める場合。</p> <p>2 市長は、公益上必要があると認められる場合は、公共用物を無償譲渡又は適正な時価で売り払うことができる。</p>
付替	<p>1 次の各号のいずれかに該当するときは、公共用物付替により不用となった従前の公共用物を用途廃止し、代替施設と交換することができるものとする。</p> <p>(1) 代替施設が、次のいずれにも該当し、市に寄附することができるものであること。</p> <p>ア 従前の施設と比較して機能的及び財産的に価値が同価値かそれ以上と認められるものであること。</p> <p>イ 代替施設が、設置した者のみならず公衆に利便をもたらすものであること。</p> <p>ウ 代替施設に係る私有土地について、所有権以外の権利が設定されていないこと。</p> <p>エ 代替施設の設置について、公共施設の管理者と事前に十分協議がされていること。</p> <p>オ 寄附採納に係る代替施設等の引き渡しを当該代替施設の確認後にすること。</p> <p>カ その他、市長が特に必要と認めるもの。</p>

(2) 従前公共用物が代替施設の面積を上回る場合には、その面積分を有償払下げにて清算する。

2 市長は、第3条の規定により公共用物付替事前協議のあったものについて、前項の規定に基づき、財産の処理を交換で行うことの適否を審査するものとする。

3 前項の審査の結果、財産の処理を交換で行うことが適当と認められた場合は、当該事前協議をした者は速やかに市長へ、第5条に定める申請書を提出すること。

4 寄附採納を受けた代替施設等について、引き渡し後2年以内の施工不良箇所等が見つかったときは、設置した者はこれを手直ししなければならない。

別表 3 各種申請書

<p>寄附採納 (1部)</p>	<p>寄附採納願 (第7号様式)</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 位置図 (1/2, 500 程度)</p> <p>(2) 公図の写し</p> <p>(3) 確定測量図</p> <p>(4) 登記簿謄本 (全部事項証明書)</p> <p>(5) 登記原因証明情報</p> <p>(6) 所有権移転登記承諾書</p> <p>(7) 印鑑登録証明書</p> <p>(8) 代表者事項証明書 (法人) 住民票 (個人)</p> <p>(9) 採納物件の現況写真及び写真方向図</p> <p>(10) その他、必要書類</p>
<p>用途廃止 (1部)</p>	<p>用途廃止申請書 (第8号様式)</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 位置図 (1/2, 500 程度)</p> <p>(2) 公図の写し</p> <p>(3) 確定測量図</p> <p>(4) 登記簿謄本 (全部事項証明書)</p> <p>(5) 利害関係者一覧表</p> <p>(6) 隣接土地所有者の同意書及び権利放棄書</p> <p>(7) 利害関係者 (水利権者、地元区長等) の同意書</p> <p>※ ただし水路敷において、用途廃止により周辺地域への影響がないと認められる場合で、用途廃止に不同意である場合は、その理由を明確にした上で、用途廃止の是非を検討する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 申請者の誓約書 (9) 現況写真及び写真方向図 (10) その他、必要書類
付替 (1部)	<p>付替申請書（第9号様式）</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 位置図（1/2,500程度） (2) 公図の写し (3) 確定測量図（廃止敷地と新設敷地） (4) 登記簿謄本（全部事項証明書） (5) 新設敷地の構造図 (6) 利害関係者一覧 (7) 隣接土地所有者の付替承諾書 (8) 隣接土地所有者の用途廃止同意書 (9) 隣接土地所有者の権利放棄書 (10) 利害関係者（水利権者、地元区長等）の同意書 <p>※ ただし水路敷において、代替施設等その機能が補償され、かつ、用途廃止によって周辺地域への影響がないと認められる場合で、付替に不同意である場合は、その理由を明確にした上で、付替の是非を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (11) 現況写真及び写真方向図 (12) その他、必要書類